

家畜衛生だより 令和2年4月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

豚の飼養衛生管理基準が改正されます

令和2年3月9日付けで、豚の飼養衛生管理基準の改正が公布されました。CSF(豚熱)などへの対策強化のため、基準が強化されることとなりました。改正後の飼養衛生管理基準は、令和2年7月1日から適用されます。
(一部の取り組みについては猶予期間が設定されています)

主な改正項目

取り組みの目的ごとに以下の①～④に体系化されました。
適用日 ※1: 令和3年4月1日 ※2: 令和2年11月1日

① 家畜防疫に関する基本的事項

- 伝染性疾病の発生予防・まん延防止に対する家畜所有者の責任を明記 **新設**
- 飼養衛生管理マニュアルの作成、従業員等への周知徹底 **新設** ※1
- イノシシ等の野生動物がCSF等の家畜伝染病に感染し、家畜での発生リスクが高まっている場合に行う追加的な防疫措置の準備 **新設**

追加的な防疫措置：大臣指定地域（野生動物での感染状況等から感染リスクの高い地域を告示して指定）においては ①畜舎ごとに専用の衣服および靴を使用すること ②畜舎間で家畜を移動させる場合、屋根・壁等により病原体の侵入を防止できる通路を使用すること、もしくは消毒済みのケージやリフトを用いて移動させること等、他2項目

- 衛生管理区域の考え方の明確化

衛生管理区域に含まれる範囲：畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所（飼料庫、倉庫等）、家畜に直接接触した者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する全ての範囲

- 伝染性疾病の発生リスクが高まり、放牧の制限が生じた場合の準備措置 **新設** ※1

家畜を飼養できる畜舎の確保、出荷または移動のための準備等

② 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置 **新設** ※2 防護柵の設置等
- 食品循環資源（肉を扱う事業所等から排出されたもの）の飼料利用時における適正な処理および利用 **改正** ※1

攪拌しながら 90℃以上 60 分間以上（またはこれと同等以上）で加熱すること

加熱処理の記録の作成・保管

加熱後の飼料と加熱前の原材料等との交差汚染防止

- 更衣および車両の乗降の際の交差汚染防止措置 **追加**

着脱前後の衣服や靴を分離保管し、更衣前後の経路を一方通行とすること等

③ 衛生管理区域の衛生状態の確保

- 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置 **新設** ※2 防鳥ネットの設置等

④ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防

- 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 **新設**

飼養衛生管理基準の改正内容の詳細については適宜お知らせしますが、以下の URL にも内容が記載されていますので、ご参照ください。

農林水産省ホームページ：飼養衛生管理基準≫1. 飼養衛生管理基準
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

国内では CSF（最終発生：令和 2 年 3 月 12 日）や豚流行性下痢が、海外ではアフリカ豚熱や口蹄疫などの豚の伝染病の発生が続いています。飼養衛生管理基準の遵守は、あらゆる病原体の侵入防止につながります。常に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認しましょう。

気になることや不明な点がありましたら、
所轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

